第3期計画		第4期計画 策定の考え方(主な変更点等)	
I 基本的理念等		I 基本的理念等	
1 目的及び 趣旨	障害福祉サービス基盤整備等に係る数値目標の設定とともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策を 定める	1 目的及び	
2 計画の位置付け	(1)障害者自立支援法に基づく県障害福祉計画(障害福祉サービスの 必要の見込み及びその確保のための方策を定めた計画) (2)「県総合計画」、「県民福祉基本計画」、「県障害者計画」の個別計画	2 計画の位 置付け	●介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画その他の障害 者福祉に関する事項を定める計画との調和について追記
3 基本的理念	(1)障害者の自己決定と自己選択の尊重 (2)実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化 (3)地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の 整備	3 基本的理念	(1)障害者の自己決定の尊重と <u>意思決定の支援</u> (2) <u>市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的 な障害福祉サービスの実施等</u> (3) <u>入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、</u> 就労支 援等の課題に対応したサービス提供体制整備
4 計画期間	H24~26 年度(3 年間)	4 計画期間	H27~29 年度(3 年間)
5 区域設定	4つの障害保健福祉圏域(富山、高岡、新川、砺波)	5 区域設定	(同左)
6 サービス の体系	○総合的な自立支援システムの全体像○障害福祉サービスの体系の再編○指定障害福祉サービスの種類と内容	6 サービス の体系	●総合的な自立支援システムの全体像●サービス支給決定の流れ●指定障害福祉サービスの種類と内容
Ⅱ 数値目標(の設定	Ⅱ 数値目標の	の設定 ※成果目標と活動指標の設定について追記
1 福祉施設 入所者の地 域生活への 移行	○地域生活移行者数H26 年度末においてH17.10.1 時点の施設入所者の約3割が移行○入所者減少数H26 年度末の施設入所者数をH17.10.1 時点から14.5%程度削減	1 福祉施設 入所者の地 域生活への 移行	【国指針】H29 年度末において H25 年度末時点の施設入所者の
2 入院中の 精神障害者 の地域生活 への移行	○1 年未満入院者の平均退院率 H27.6.30 時点における平均退院率をH20.6.30 時点比で 796相当分 増加させる ○5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数 H27.6.30 時点における 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数を直近(H23.6.30 時点)の状況より 2割増加 させる	の地域生活 への移行	新 入院後3ヶ月時点の退院率 【国指針】H29 年度において64%以上 新 入院後1年時点の退院率 【国指針】H29 年度において91%以上 新 長期在院者(入院期間1年以上)数 【国指針】H29 年6月末においてH24年6月末時点から18%以上 削減
		3 地域生活 支援拠点等 の整備	, •
3 福祉施設 からの一般 就労移行等	○一般就労移行者数(年間) H17 年度の移行実績の <u>4 倍以上</u>	4 福祉施設 からの一般 就労移行等	
Ⅲ 各年度には	- おける指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援	Ⅲ 各年度にお	」。 Sける指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援
	多要な量の見込及びその見込量の確保のための方策		多要な量の見込及びその見込量の確保のための方策
① 訪問系	「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」	① 訪問系	(見込量の変更)
② 日中活動系	「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」 「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」 「療養介護」「短期入所」	②日中活動系	(見込量の変更)
③ 居住系	「施設入所支援」「共同生活援助・共同生活介護」	③ 居住系	●「共同生活介護」を削除(障害者総合支援法の施行に伴う共同生活援助への一元化)
4 相談支援見込量の確	「計画相談支援」「地域移行支援」「地域相談支援」 (1) 地域移行の推進	④ 相談支援 見込量の確	(見込量の変更) ●障害者計画(第3次)等をふまえ書きぶりを修正、施策を追加
保のための	(2) 就労支援の強化 (3) 市町村に対する支援体制の強化	保のための 方策	
	指定障害者支援施設の必要な入所定員総数		
1・日干及の	指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定める	1 一口一尺以7	(数値の変更等)
V 指定障害 る措置	福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ず	▼ V 指定障害 る措置	<u>ー</u> 福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ず
A 114 Inc.	(1) サービス提供にかかる人材の研修(2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価(3) 障害者に対する虐待の防止	O) H Inc.	 (1) サービス提供にかかる人材の研修

VI 地域生活支援事業の実施に関する事項			VI 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1 専門性の	(1) 障害者就業・生活支援センター	1 専門性の	(同左)	
高い相談支	(2) 発達障害者支援センター運営事業	高い相談支		
援事業	(3) 高次脳機能障害支援普及事業	援事業		
	(4) 障害児等療育支援事業			
		2 専門性の	(1) 手話通訳者·要約筆記者派遣事業	
		高い意思疎	(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	
		通支援を行う	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	
		者の派遣事		
		<u> </u>		
2 広域的な	(1) 障害者の地域生活を支えるネットワークの構築	<u></u> 3 広域的な	(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業を追加	
支援事業		支援事業		
3 各種人材	居宅介護従業者養成研修	4 各種人材	 行動援護従業者養成研修を削除、	
の養成	同行接護従業者養成研修	の養成	↑ 動後度に来自侵戍がある円跡、 ●強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)を追加	
の食以	登録手話通訳者養成研修	少安队	●强反门到降音又拨名受风训修\圣诞"天成/飞垣加	
	宣歌子品通訊を後成研修 盲ろう者通訳・介助員養成研修			
	自つり有			
	怕談又抜伙争有食以屼ľ 守 			
4 その他	/1) 4. 江到结束要	5 その他	(同左)	
4その他	(1) 生活訓練事業 (2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	っての他	(问在)	
	(3) 芸術・文化講座開催等事業			
			# - - - - + +	
Ⅵ 障害福祉	計画の達成状況の点検及び評価		<u> 援のための計画的な基盤整備</u>	
	県障害者施策推進協議会に報告、点検、評価を受ける	① 障害児支		
		援の体系		
		② 本県の支	乳幼児期から成人期までの一貫した教育・療育の実施、「富山県リ	
		援体制	ハビリテーション病院・こども支援センター」における重症児等への対	
			応力強化等	
		③ 種別ごと	障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の見込量	
		の必要な量		
		の見込み		
Ⅷ 障害児支援のための計画的な基盤整備		™ 障害福祉語	計画の達成状況の点検及び評価	
	○障害児施設・事業の一元化イメージ		●成果目標・活動指標の実績把握等について追記	
	○年齢に応じた重層的な支援体制イメージ		(成果目標:年1回、活動指標:年2回)	
	○ ~ Birle			
	○ 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1			
区 障害保健福祉圏域別の数値目標等				
FINET	圏域別数値目標、サービス見込量、基盤整備計画		(同左)※児童福祉施設分含む	
	四次が外に口が、ソーレハルた主、全血正腑口凹		(1947/ベル主)田川地区バロツ	